

不利益処分処分基準

処 分 の 内 容	児童手当の消滅	
根拠法令及び条項	児童手当法施行規則第7条	
所 管 部 課 係 名	こども未来部こども支援課こども給付係	
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	児童手当受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに受給事由消滅届を市区町村長に提出しなければならない。 ・消滅原因の例 ア 日本国内に住所を有しなくなった。 イ 他市区町村へ転出した。 ウ 離婚調停中により、支給要件児童と別居することになった。 エ 離婚により、支給要件児童と生計を同じくしなくなった。 オ 公務員になった。 カ 支給要件児童が児童福祉施設へ入所した。 なお、公簿等によって、児童手当の支給事由の消滅したものと確認したときは、職権に基づいて、受給事由消滅届の提出があったものとして処理することができる。
	参 考 事 項	
準	設定等年月日	平成27年4月1日設定（令和6年10月1日最終変更）